

こんな方

おられませんか？

➡ リハビリのときはいいけど、
それ以外の日はなかなか
運動してもらえない…

➡ リハビリで出来る様になったけど、
リハビリ以外では全然やっていない

➡ 卒業できそうだけど…



ともに行う訪問介護事業所 からのご提案です

こんなお悩みを
『訪問介護』と『リハビリ専門職』
が**連携**することで
解消します！

具体的なご利用例は裏面をご覧ください



重度化予防、自立生活支援のための 身体介護の見守りの援助

リハビリ専門職と連携して
利用者様の「自立生活支援」に
必要な「**運 動**」や「**活 動**」を
「見守り支援」いたします

運 動

- ①「運動」の見守り支援
どんな方が対象なのか？
 - ☞ 自主トレすることを忘れてしまう
 - ☞ 一人でするにはまだ心配
 - ☞ 一人ではやる気が続かない
- ②「運動」とは？
 - ☞ 利用者様の自立生活支援に必要な運動
 - ☞ 利用者様が単独で行える運動
 - ☞ 利用者様が主体的に行う運動
- ③運動の「見守り支援」とは何か？
 - ☞ 運動を促す「声かけ」
 - ☞ 安全確保のための「見守り」

活 動

- ①「活動」の見守り支援
どんな方に？
 - ☞ 一人でするには不安（転倒や怪我など）
 - ☞ 手順を忘れて失敗してしまう
 - ☞ 自分でやりたいけどすべての工程を一人で出来ない
- ②「活動」とは？
 - ☞ 利用者様が主体的に行うADL
食事、整容、排泄、更衣、入浴
 - ☞ 利用者様が主体的に行うIADL
調理、整理整頓、買い物などの家事全般
- ③活動の「見守り支援」とは何か？
 - ☞ 活動を促す「声かけ」
 - ☞ 安全確保のための「見守り」、「一部介助」

「運動」の見守り支援の例

自宅の庭で転倒し、左大腿骨骨折する。その後2ヶ月間入院しリハビリ加療。自宅退院するが歩行状態も不安定で転倒しやすい状態。「**トイレまで一人でいけるようになりたい**」との希望が聞かれていたため、歩行の実用性向上のために訪問リハビリが開始される。トイレまで一人で安全に行けるようになったため、動作を維持するための自主トレメニューを作成・指導し訪問リハビリは卒業となった。その後に始めた自主トレーニングでは「**ついやるのを忘れてしまう**」「**内容は覚えているけど一人でするのは心配**」とのことで実施が定着出来ない状態であった。このような発言が聞かれたことから、訪問介護での「**運動**」の見守りの援助を行うことになった。

◎長期目標：転倒せずにトイレに1人で歩いて行ける

◎短期目標：自主トレが見守りと声掛けで出来る

◎支援内容：**自主トレーニングを実施するための声掛けと見守り、リハ専門職との連携**

◎支援経過・結果：

自立生活支援のための自主トレーニングが定着し、トイレまで一人で行ける動作が維持できている

◎支援の期間：半年程度



「活動」の見守り支援の例

手首骨折による手指の拘縮と頭部外傷による記憶障害等の高次脳機能障害の既往がある独居男性利用者様。訪問リハビリにより手指の拘縮改善と握力向上もあり、きんぴらごぼう等の一部メニューが作れるようになった。日頃の生活でも料理をしていきたいとの希望があり、自立生活支援を継続的に行なうために訪問介護での**身体介護による見守りの援助“共に行う調理”**が追加・開始となった。

◎長期目標：**支援を活用しながら自分で調理する生活を継続できる**

◎短期目標：**安全に料理ができる（包丁使用、手順や食材・火元管理）**

◎支援内容：**共に行う調理・買い物、食材管理、火元確認等での声掛け、見守り、調味料や肉、野菜の生鮮食品の消費期限と在庫確認、リハ職との連携**

◎支援経過・結果：

自分でも作れるメニューが増え配達弁当の購入が減り、食費の大幅カットにもなっている。コロナ禍で外出制限となり体重増加で食生活の見直し、栄養面への関わりが増えている。「手は大丈夫だね」「料理と買い物も楽しみだもんね」と話され、訪問リハビリと訪問介護（他事業所との連携もあり）の生活機能向上連携により、食べたいものを安全に料理ができQOL向上、重度化防止、自立生活支援を効果的、継続的に行なっている。

◎支援期間：2017年8月～現在

（リハビリテーション・ケア研究大会2019金沢にて報告）



「運動」の見守り支援の利用例

＜訪問介護＞

20分以上30分未満

特定事業所加算Ⅱ

処遇改善加算Ⅱ

特定処遇改善加算Ⅰ

生活機能向上連携加算Ⅰ



320～352単位/回

生活機能向上連携加算Ⅰ

100単位: 3カ月に一回

「活動」の見守り支援の利用例

＜訪問介護＞

30分以上60分未満

特定事業所加算Ⅱ

処遇改善加算Ⅱ

特定処遇改善加算Ⅰ

生活機能向上連携加算Ⅰ



507～539単位/回

生活機能向上連携加算Ⅰ

100単位: 3カ月に一回

月1回以上のリハ評価が必要な場合は、
訪問リハビリの導入と同時に
生活機能向上連携加算Ⅱを算定させていただきます。

訪問リハビリで実施する必要性が少ない運動や活動は、
訪問リハビリから訪問介護に移行したほうが
上記のとおり単位数を抑えたなかでの継続支援が可能です
※要支援の方もご相談ください



介護福祉士

作業療法士



ともし行う訪問介護事業所

事業所番号:2771503097

大阪市東成区大今里南1-5-12

主なサービス:自立生活支援型の訪問介護

身体介護による自立生活支援のための見守りの援助等

ご利用の相談はアクティブ訪問看護ステーション

06-6318-6236（作業療法士/介護福祉士/調理師いとう）まで

